

No.3-2

訪問調査

実施日： 年 月 日

目次

	内 容	頁
はじめに	本研修の獲得目標を確認する	2
	ワークを行う上での留意点	3
本編	I．訪問調査について	4
	1．生活保護における訪問調査	
	2．訪問調査とは？	
	3．留意点・確認すべき事項	
	II．よりよい訪問調査にむけて	13
	◆ワーク 訪問調査で意識していること、難しいと感じていること	
	1．「困ったな」と感じたときに	
おわりに	まとめ	18
	獲得目標の確認と振り返り	19
	出典・参考図書・文献	20

- ✓ **訪問調査の目的・重要性・訪問調査時の留意点等を理解し、日常業務に活かす**



日々の仕事を振り返りつつ、明日からの仕事に活かせるよう
学びを深めていきましょう

ワークを行う上での留意点

本教材は、受講者のみなさん同士で意見交換をする「ワーク」を取り入れています。
ワークを意義ある時間にするために、以下のルールを守りましょう。

批判しない

- 「思ったこと」を率直に、自由に話し合う上で大切なルールです。
- ネガティブな意見や、「理解できない…」と感じる意見が出てきたとしても、それを頭ごなしに否定はせず、まずはその意見をそのまま受け止めましょう。



みんなの意見を聞く

- 限られた研修時間を有効に活用するために、参加している人全員が発言の機会を持てるようにしましょう。



聞いたこと、話したことはこの場限りで

- 安心して話せる場を作るために大切なルールです。
- 誰かに共有したいと感じたよい話があれば、共有してもよいかどうか、講師や本人に相談しましょう。



皆さんの仕事においても、重要な視点ですね。



I . 訪問調査について



訪問調査の目的や留意点など、基本的な事項について学んでいきます。

1. 生活保護業務における訪問調査

- 生活保護業務においては、下記の場面で訪問調査が行われます（赤点線囲み）。

相談

- ① 相談者の状況把握（生活状況、収入の有無等）
- ② 利用可能な他法他施策の活用についての助言
（年金・手当、障害者施策、生活福祉資金、住居確保給付金 等）
- ③ 生活保護制度の説明
- ④ 申請意思の確認

申請

要否の判定・決定

- ① **保護の要否の審査**
 - ・ 預貯金、保険、不動産等の資産調査
 - ・ 扶養義務者による扶養の可否の調査
 - ・ 年金等の社会保障給付、就労収入等の調査
 - ・ 就労の可能性の調査
- ② **保護費の支給（毎月）**
 - ・ 最低生活費から収入を引いた額を支給

保護の開始後

- ① **援助方針の策定**
 - ・ 要保護者の生活状況を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題分析
- ② **訪問調査（世帯の状況に応じて計画的に実施）と援助方針の見直し**
 - ・ 生活状況の把握や、援助方針の見直し
- ③ **収入状況の把握**
 - ・ 収入、資産等の届出の受理、課税状況の定期的な調査
- ④ **自立の助長に向けた支援**
 - ・ 日常生活自立、社会生活自立、経済的自立に向けた各種支援
- ⑤ **保護の停廃止**

2. 訪問調査とは？

訪問調査の目的

ケースワーカーの日々の実践において、「訪問調査」は大きな位置を占めているのではないのでしょうか。訪問調査は、生活保護実践に固有の活動であり、ケースワーカーが本人の生活状況に即して適切に相談援助、自立支援を行っていくために不可欠なものです。訪問調査の目的について、実施要領では以下のように記されています。

- ① **要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行うこと。**
- ② **訪問の実施にあたっては、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえ、年間訪問計画を策定のうえ行うこと。**
- ③ **なお、世帯の状況に変化があると認められる等訪問計画以外に訪問することが必要である場合には、随時に訪問を行うこと。**
- ④ **また、訪問計画は被保護者の状況の変化等に応じ見直すこと。**

訪問調査の種類と方法

実施要領では、訪問の種類や方法について、以下のように示されています。

訪問計画は本人の状況の変化等に応じ見直すこととされており、また、世帯の状況に変化が認められる等の訪問計画外の訪問が必要である場合には、随時に訪問（臨時訪問）を行うこととされています。

① 申請時等の訪問

保護の開始または変更の申請等のあった場合は、申請書を受理した日から1週間以内に訪問し、実地に調査すること。

② 訪問計画に基づく訪問

ア 家庭訪問 世帯の状況に応じて必要な回数訪問することとし、少なくとも1年に2回以上訪問すること。

（ただし、一定の条件のもと、1年に1回以上とする場合があります。
実施要領を確認してください。）

イ 入院入所者訪問

③ 臨時訪問（臨時訪問を行う場合も、実施要領に示されています。）

訪問調査の際に行うこと（ここまでのまとめ）

訪問調査の際には、以下のことを行います。

① 申請時等の訪問

保護の要否判定、および援助方針策定のために必要な、情報収集を行う。援助方針策定においては、援助目標（短期・中長期）を設定する必要があり、訪問時の面接を通じて状況を把握し、検討する。

② 訪問計画に基づく訪問

計画に基づき実施する。訪問の際には、援助方針として策定した内容の進捗状況について確認する。また、生活の変化や、新たに対応を必要とすることがないか確認し、援助方針の見直しにつなげる。

③ 臨時訪問

臨時訪問の目的に沿って、面接を通じて、状況の把握につとめる。

訪問調査の意義

訪問調査には、下記の3つの意義があると考えられます。

- ✓ **生活上の変化を捉え、世帯が必要としていることを積極的に把握し、保護の決定実施、援助方針の策定（見直し）に反映できること**
- ✓ **日々生活している場で安心して話ができること**
- ✓ **将来に向けた希望や考えを聴き取り、長期的な目標を設定し、そのために必要な対応を判断する機会にできること**

生活保護は、生活保護を受給されている方の生活上の変化や必要に応じて、“オーダーメイド”で実施される制度です。訪問調査を通じて、ケースワーカーが本人の「**生活の変化**」「**必要となっていること**」「**抱えている課題**」などを客観的にとらえたり、本人がリラックスして話せる面接のなかで把握したりしていきます。



これがまさに、保護を適切に実施することにつながっていきますね。

3. 留意点・確認すべき事項

訪問調査時の留意点

居宅訪問では、以下の点に留意しましょう。

✓ ケースワーカーの役割を伝えること

⇒ケースワーカーは、管理者・指導者ではなく、生活保護制度を1つのツールとしながら、利用者の生活がよりよくなるよう、共に考え、支援（応援）するパートナーです。

✓ 訪問の目的を伝えること

⇒生活保護は生活状況に即して実施される「オーダーメイド」の制度です。利用者が必要だと思ったタイミングで相談を受けるだけでなく、現状や将来に向けた希望などを聴かせてもらうことで、生活保護はよりよく実施できることを伝えることが大切です。

✓ 初対面の方に、いきなり援助方針に掲げられている課題の話はしない（ほうがよい）こと

⇒あいさつ（時候等）は、アイスブレイクとして重要です。はじめは、自己紹介とともに、近況や最近困っていること、生活の変化がないかを聴いてください。その後、確認すべきことを、丁寧に確認することが望まれます。



次頁で「確認すべきこと」を見ていきましょう。

訪問調査において確認すべきこと

居宅訪問では、年間を通じて世帯員全員と面接し、個々の生活状況の変化や困りごとがないかを把握することが求められます。また、援助方針に基づき、その進捗状況を確認することも大切です。

✓ 健康状態

⇒通院・服薬・介護サービスの必要性や現状 等

✓ 社会生活

⇒就労・通学・施設への通所・地域活動への参加等の状況 等

⇒孤立していないか、ご本人を支えるものがあるか、困ったときに相談できる人がいるか、日々を支える楽しみなどがあるかを把握することも大切です。

✓ 将来に向けた希望（※次頁で詳しく確認します）

⇒欲しいもの、行きたいところ、やってみたいこと等を共有することが、その実現に向けて主体的に日々を過ごすことにつながっていきます。

✓ 世帯の家計や住環境に支障がないか

⇒制度や保護費支給額の根拠がわからないままに受け取っている方もいるため、生活や収入状況の変化も聞き取り、適切に説明をしましょう。

「将来に向けた希望」がもたらす本人の主体性

生活保護を受給されている方は、ともすると「生活保護が開始された」ということで安心し、生活保護受給をゴールであるかのように感じてしまいます。そうになると、ケースワーカーの援助を「生活保護を受けるために仕方ないこと」として受けとめたり、仕事をするを「生活保護を受けるためにしなければならないこと」と考えてしまいがちです。

しかし、生活保護制度やケースワーカーの援助は、本人が生活を安定させていくために活用できる社会資源の一つにすぎません。本人に将来への希望を確認していくことは、本人から前向きな意欲を引き出すきっかけとなります。そして、「希望」を語ることを通して、本人はそれを実現させるために自分が今後何をしていく必要があるか、自ら主体的に考えることができるようになります。

ケースワーカーと本人が可能な限り協働し、本人の生活の安定に向けたプロセスを歩んでいくためにも、「将来に向けた希望を聴く」ことを、心がけておきたいものです。

Ⅱ. よりよい訪問調査にむけて



ワークを交えながら、よりよい訪問調査にむけたポイントを学んでいきましょう。



受講者同士で、自由に話してみよう

**「訪問調査」では、どのようなことを
意識していますか？**

また、難しさを感じることは？

1. 「困ったな」と感じたときに

▶ 本人が訪問に拒否的…

無理に訪問することはありません。まずは所内面接を実施し、訪問を拒否する理由を把握したうえで対応することが望めます。

本人に「わざわざ来てくれなくてもいいのに」と軽く言われた程度であれば、その場で「訪問の目的」を伝え、理解してもらえるように働きかけるとよいでしょう。

場合によっては、査察指導員が同席し、ケースワーカーの訪問調査について本人に理解を求めていくことが必要なこともあります。

▶ 本人の訴えや話が長く、訪問時間が長時間になる…

これも、訪問の目的を理解していないことが原因となっていることが多いようです。対応できる時間をあらかじめ提示した上で、予定の時間には話を切り上げ、次回面接の約束をするなどの工夫が考えられます。

話を始める前に、確認すべきことを本人にお伝えするのも一つの方法です。

▶ 「話すことは特にありません」と言われたとき…

安定的な生活をしている世帯の場合、訪問しても「話すことは特にありません」と返答され、それ以上話をするのに困ってしまうことがあるかもしれません。

このような時には、ぜひ「保護のしおり」にもとづき、あらためて生活保護制度の説明をしたり、保護基準や保護費支給額について説明するなど「制度説明」をしてみてください。ケースワーカーの信頼につながるとともに、保護の適正実施にも結びついていきます。

▶ 長期間「不在」が続いており、応答がない…

訪問しても不在が続き、連絡票を置いても連絡がない場合、また、連絡がなく保護費の受け取りに来所しないような場合には、本人の安否確認をする必要があります。このような時、ケースワーカーは1人で対応せず、まず査察指導員に報告し、組織的な対応を検討することが求められます。

臨時訪問をしたり、連絡のつく親族、民生委員、関係機関に状況を確認したり、場合によっては警察と連携しながら、対応してください。

(続き)

▶ ケースワーカーひとりで訪問することが不安…

ケースワーカー自身が単独で訪問することに不安を感じるのはよくあることです。その際には決して無理をせず、不安に感じていることを査察指導員や先輩ケースワーカー・同僚ケースワーカーに率直に伝えてください。

ケースワーカーの不安は放置せず、職場内の職員と複数で訪問するなどの柔軟かつ組織的な対応が不可欠です。

また、世帯の状況に即して、庁内の専門職や関係機関などと一緒に訪問すること、訪問調査をより良くする一助となります。

本研修の獲得目標の再確認

- ✓ 訪問調査の目的・重要性・訪問調査時の留意点等を理解し、日常業務に活かす

講師からのメッセージ

(記載例)

ここでは、訪問調査について学びました。

調査は、最低生活保障と自立助長の
両方の視点を持つて行う必要があります。

本人のおかれている状況、生活困窮に至るプロセスは
それぞれに違います。そのため、調査にあたっては、
個々の事情により、その方法を工夫して行ってください。

獲得目標の確認と振り返り

獲得目標の達成度

「はじめに」を適宜確認しましょう

▶ 達成度 → 達成！ ・ まあまあ達成！ ・ もう少し！ ・ いまいち！

▶ なぜそう思いましたか？理由を書いてみましょう

学べてよかったこと・もっと知りたいこと

明日からの仕事に活かしたいこと

ぜひ出典にも目を通してみましょう

【教材作成に用いた資料】

- ・ 新保美香「生活保護実践講座2023 /第9回」『生活と福祉（2月号）』全国社会福祉協議会,2024年.
- ・ 新保美香「生活保護実践講座2023 /第10回」『生活と福祉（3月号）』全国社会福祉協議会,2024年.
- ・ 新保美香「ケースワーカーのための対人援助技術」『令和6年度 生活保護ケースワーカー全国研修会資料』厚生労働省社会・援護局保護課,令和6年8月8日～8月9日.
- ・ 新保美香『生活保護スーパービジョン基礎講座－ソーシャルワーカー・利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2005年.
- ・ 新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年.
- ・ 厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』,平成20年3月.
- ・ 岡部卓『新版 福祉事務所ソーシャルワーカー必携 生活保護における社会福祉実践』全国社会福祉協議会,2014年.
- ・ 『生活保護手帳 2024年度版』中央法規出版.
- ・ 『生活保護手帳別冊問答集 2024年度版』中央法規出版.